

第1回 越前町地域公共交通会議

議事録

開催日時：平成19年7月25日 19時～21時

開催場所：越前町役場別館 2階 ホール

出席者

- ・委員：出席者19名 欠席者2名（藤井委員・原委員）
- ・事務局：河井総務理事、梅野政策調整室長、杉本補佐、古崎主事

議事概要

(1)越前町地域公共交通会議の役割と仕組みについて

杉森委員：この会議では、従来の路線バスとコミュニティバスを同じように扱えばいいのか。

辻委員：それは、違う。基本的な考え方は、民間事業者が運行しているものが路（代理小林氏）線バスであり、地域公共交通会議で協議してもらうのはコミュニティバスである。また、この会議で協議・承認された運行系統や運賃等については、中部運輸局で速やかに処理する。ただ、この会議ではコミュニティバスだけではなく、越前町全体の交通体系についても議論していただきたい。

浅沼委員：路線バスの路線を変更する場合、バス事業者の了承を得ていて且つ、この会議で承認されれば、通常手続に3ヶ月かかるところを1ヶ月に短縮できるのか。

辻委員：できる。ただ、バス事業者の了承を得ていることが大前提である。
（代理小林氏）

笹井委員：ある区間を100円ないし200円で運行してほしいという要望がある
（代理伊川氏）場合、バス事業者とこの会議で了承が得られれば、運行は可能なのか。

辻委員：バス事業者・交通会議の了承が得られれば、運輸局としては拒否できない
（代理小林氏）い。

橋本委員：この会議が越前町の最高決定機関になるのか。

辻委員：そのとおりである。

（代理小林氏）

吉村委員：要綱第6条第5号で関係者の出席を求めるとあるが、この関係者とはどういう解釈をすればいいのか。この会議の委員なのかそれとも外部の人なのか。

事務局：外部の人である。

吉村委員：その件についてはわかりました。要綱で「関係者」の記述が続くので「関係者」の意味について説明してほしい。

事務局：この会議で決まったことを実行するためをお願いしなければならない機関（バス事業者等）のことである。

杉森委員：先ほどの橋本委員の質問の答えが出ていないのではないか。

事務局：交通体系を大幅に変更する場合、例えば、路線を廃線及び廃止するときは、議会に相談した上で、この会議で諮る形をとる。

橋本委員：この会議が越前町の最高決定機関だということになれば、表決後、決定事項をひっくり返すことは難しい。そういうことを考えると委員は委嘱された人ではなく、何らかの形で選ばれた人でないといけないのではないか。

事務局：橋本委員は、この会議が越前町の最高決定機関で、委嘱された委員が交通の重要案件を表決するのは少し酷ではないかという意味で言っている。

(2) 会長及び副会長の選任について

事務局：会長に関町長、副会長に浅沼委員を推薦したい。

委員全員：異議なし

(3) 路線バスの現状について

笹井委員：県としては、鉄道が無い市町（越前町、池田町等）のバス通学者を重点（代理伊川氏）的に支援していきたいと考えている。越前町にもバス通学者補助額の引き上げ等を検討してほしい。

関会長：乗車密度の意味と平成18年度の越前町負担金が減っているのはどうしてか。

事務局：乗車密度とは、バス路線の起点と終点のどの区間をとっても人乗っているということである。また、乗車密度が5を超えると市町は負担金を出さなくてもよく、不足分については国・県が負担する。

平成18年度の越前町負担金が減っているのは、今までスクールバスを利用していた生徒が、スクールバスより安いバス定期の発行やバス通学補助（月1,000円）によって、路線バス通学に切り替わったことと役場職員が自家用車通勤からバス通勤に変わった為。

関会長：役場職員と学生の利用に頼った路線バスでは先がさびしい。一般の人にも利用してもらわなければならない。

橋本委員：路線全体の現状をみて審議していかなければならない。例えば、バス通

学補助額を1,000円から2,000円に上げる場合でもこの会議で承認されれば、その後覆すことはできない組織のように感じるので、現状もっと精査した上で、会議の回数を増やし協議していったらどうか。

関会長：この会議での表決が町の条例や道路運送法を上回ることは無いと思うので、そのような心配はいらない。

(4) コミュニティバスの現状について

爲國委員：バス停別利用状況の中で利用者数「0」のところがあるが検討する必要は無いのか。

事務局：「0」のうち半分は朝日地区のバス停で今年度新設したバス停であり、もう少し経過を見てみたい。また、「丸山団地」はデマンド運送をしており、予約が無いと運行していない。そういう意味では、バスの運行に支障はないと考える。

関会長：コミュニティバスの年間利用者数の目標はどれくらいか。

事務局：月5千人の年間6万人である。現在、若干目標を下回っているので、利用者を増やすため努力していきたい。

(5) コミュニティバス及び路線バス利用促進策の状況について

藤原委員：70歳記念無料乗車券は70歳以上全員に配っているのか。

事務局：いいえ。70歳になった人のみに配っている。毎月15人くらいの人に配っている。

仲保委員：何かのイベントや町の公共施設を結び付けたバスの運行をしたらどうか。例えば、コミュニティバスを利用してアクティブハウス越前へ行った場合、利用料金を半額にする。コミュニティバスとプラントピアの料金をセットにする。子どもたちやお年寄りがバスを利用して色々な場所へ行けるようにアイデアを出してほしい。

事務局：公共施設とバスを結びつけるということは、昨年の交通活性化委員会で諮り、関係機関と検討している。以前は、公共施設とバスの連絡があまり上手くいってなかったが、時刻表改正により改善された。今後、関係機関とさらに協議を重ねる。

関会長：町内の色々なイベントとか、公共施設ともう少しドッキングしてセットで考える方法はないかという意見なので、是非取り入れていただきたい。

杉森委員：連合区長会等でコミュニティバスの利用促進策を考えてもらうのも一つの方法だと思う。

(6)コミュニティバス路線の新設（案）及び変更（案）について

吉村委員：時刻表を作成するのは大変である。不平不満がでないように慎重にやっ
てほしい。

【承認事項】

越前地区乗合ルート（茂原～糠長島区間）の有料運行

有料化するためには、南越前町の地域公共交通会議の承認が必要。

環状ルート右回り及び朝日地区巡回ルートの路線追加

- ・「泰澄の杜」（14:42 発） 「越前町役場」 環状右回り 3 便、4 便の間に追加
- ・「泰澄の杜」（15:00 発） 「越前町役場」 朝日地区巡回 5 便に追加

以上